# 飲料水放射能基準値の基礎と 9月回答の中間評価

2018.9.11

放射線被ばくを学習する会 温品惇一

## 1. 読売新聞のフェイク社説

放射線審議会

国会に提出されている。 害防止技術基準法の改正案が、会害防止技術基準法の改正案が、会

が射線審議会の権限と 要がある。 要がある。 かりを求める必 がある。

によが可能になる。関係省庁に対 とが可能になる。関係省庁に対 と、 と、 を当庁からの諮問を受けないと、 と、 と、 と、 と、 と、 の審議会は、放射線防護などの専 の審議さえできなかった。 は、独自の判断で調査・審議することが可能になる。関係省庁に対 民主党政権時の

基準を見直せ

社

説

「民主党政権は、国際基準と かけ離れた基準値を設けた。 見直しを急ぎたい」

### 飲料水の放射性セシウム規制値 国際比較

(単位:Bq/kg)	米国	欧州	日本
読売新聞社説	1,200	1,000	10
学習する会 調べ	4.2	8.7	10

フェイク社説で放射能規制を甘くする動き →読売新聞社に公開質問状提出、賛同574名

### 環境省「放射線による健康影響等に 関する統一的な基礎資料」

### 線量限度 食品の規制値の比較

食品中の放射性セシウム濃度の規制値

	日本 基準値 (平成24年4月~)	コーデック ス委員会 <sup>※</sup>	EU(域内の 流通品)	アメリカ	韓国
飲料水	10	1,000	1,000	1,200	370
牛乳	50	1,000	1,000	1,200	370
一般食品	100	1,000	1,250	1,200	370
乳児用食品	50	1,000	400	1,200	370

単位はベクレル/kg

<sup>※</sup>消費者の健康の保護、食品の公正な貿易の確保等を目的として、1963年に国際連合食糧農業機関(FAO)及び世界保健機関(WHO)により設置された国際的な政府間機関であり、国際食品規格の策定等を行っています。

## 「統一的な基礎資料」改訂2018.4.25

### 線量限度

### 食品の規制値の比較

2017年度版

### 食品中の放射性物質に関する指標(Bq/kg)

核種	日本	コーデックス	EU	米国
放射性セシウム	牛乳 50 乳児用食品 50 一般食品 100	乳児用食品 1,000 一般食品 1,000	乳製品 1,000 乳児用食品 400 一般食品 1,250	全ての食品 1,200
追加線量の 上限設定値	1mSv	1mSv	1mSv	5mSv
放射性物質を含む食品の	50%	10%	10%	30%
割合の仮定値			出曲・消費者庁	「食品と放射能Q8

\*飲料水の基準は、WHO放射性物質のガイダンスレベルを示し各国において参照されていること、各国の放射性物質の基準値は、想定する前提が異なるため、数値だけを比べることはできません。

## 消費者庁「食品と放射能 Q&A」

(12版 2018.3.8)

■海外における食品中の放射性物質に関する指標(Bq/kg)

変化なし

核種	日本	コーデックス	EU	米国	
放射性 セシウム	飲料水10牛乳50乳児用食品50一般食品100	乳児用食品 1,000 一般食品 1,000	飲料水1,000乳製品1,000乳児用食品400一般食品1,250	全ての食品 1,200	
追加線量の 上限設定値	1mSv	1mSv	1mSv	5mSv	
放射性物質を 含む食品の 割合の仮定値	50%	10%	10%	30%	

※ 基準値は、食品や飲料水から受ける線量を一定レベル以下にするためのものであり、安全と危険の境目ではありません。また、各国で食品の摂取量や放射性物質を含む食品の割合の仮定値等の影響を考慮してありますので、数値だけを比べることはできません。コーデックス、EUと日本は、食品からの追加線量の上限は同じ1mSv(ミリシーベルト)/年です。日本では放射性物質を含む食品の割合の仮定値を高く設定していること、年齢・性別毎の食品摂取量を考慮していること(20ページ参照)、放射性セシウム以外の核種の影響も考慮して放射性セシウムを代表として基準値を設定していること(22ページ参照)から、基準値の数値が海外と比べて小さくなっています。

## 復興庁「放射線のホント」も

2018.3.10

https://goo.gl/RwcaQK

24頁

食品中の放射性物質に関する基準 単位:ベクレル/kg						
日本	EU	アメリカ	コーデックス			
飲料水 10 牛乳 50 乳児用食品 50 一般食品 100	飲料水 1000 乳製品 1000 乳児用食品 400 一般食品 1250	食品 1200	乳児用食品 1000 一般食品 1000			

## 所管の厚労省は

(参考資料5)

海外における食品中の放射性物質に関する指標

薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会放射性物質対策部会資料(2011.7.12)

http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r9852000001ip01-att/2r9852000001ip63.pdf

核種	コーデックス CODEX/STAN 193-1995	EU Regulation (Euratom) No 3954/87	米国 Compliance Policy Guide Sec. 560.750	日本 食品衛生流 暫定規制	2014
放射性セシウム ( <sup>134</sup> Cs, <sup>137</sup> Cs)	乳幼児用食品 1,000 一般食品 1,000	乳幼児用食品 400 乳製品 1,000 一般食品 1,250 飲料水 1,000	全ての食品 1,200	飲料水 <sup>牛乳・乳製品</sup> 野菜類 穀類 肉・卵・魚・その他	200 200 500 500 500

単:Bq/kg

EUは2013年10月、規制を強化。厚労省は無視? セシウム134、137の飲料水規制値は7.2、11Bq/リットルに。 COUNCIL DIRECTIVE 2013/51/EURATOM <a href="https://goo.gl/oBi5Ua">https://goo.gl/oBi5Ua</a>



消費者庁「食品と放射能 Q&A」第12版19頁

赤字は引用者注

### EU 2013年理事会指令 (欧州原子力共同体)

- ・飲料水中の放射性物質に関し公衆の健康を守るために必要なことを定める
- ・ラドン、トリチウム 100Bq/L

```
セシウム134 7.2Bq/L それぞれ、単独のセシウム137 11.0Bq/L 場合の濃度 134と137が同量ずつ(xBq/L)ある場合は \frac{x}{7.2} + \frac{x}{11} = 1 x=4.3 2x=8.7
```

## なぜ、7.2Bq/Lと11Bq/L?

 セシウム137 1Bq=1.3×10⁻⁵mSv;経口・成人  $0.1 \text{mSv} = 0.1 \text{mSv} / 1.3 \times 10^{-5} \text{mSv/Bq}$ =7,692Bq飲料水 2L/日→730L/年  $7,692Bq/730L=10.5Bq/L \rightarrow 11Bq/L$ セシウム134 1Bq=1.9×10<sup>-5</sup>mSv Cs134→Ba134になるまでに、 平均2本のガンマ線を出す

### WHO、日本、米国

- WHO:8.7Bq/L $\rightarrow$ 10Bq/L
- 日本: WHOに追随
- 米国 Safe Drinking Water Act 飲料水安全法
  4ミリレム/年=0.04mSv/年 セシウム134 3.0Bq/L セシウム137 7.4Bq/L

#### 海外における食品中の放射性物質に関する指標(Bq/kg) コーデックス 日本 EU 米国 4.2 飲料水 8.7 1.00 飲料水 10 牛乳 50 乳製品 1,000 放射性 全ての食品 1,200 セシウム 乳児用食品 50 乳児用食品 400 乳児用食品 1,000 一般食品 一般食品 1,000 一般食品 1,250 100

(参考) 食品中の放射性セシウム濃度の基準値(ベクレル/kg)

日本 EU 食品衛生法の Regulation (Euratom) 基準値 No 3954/87		アメリカ CPG Sec. 560.750 Radionuclides in Imported Foods - Levels of Concern		コーデックス CODEX/STAN 1939-1995			
飲料水 牛 乳 乳児用食品 一般食品	10 50 50 100	飲料水 乳製品 乳幼児用食 <sub>1</sub> 一般食品	1,000 1,000 品 400 1,250	飲料水 牛 乳 乳幼児用食品 一般食品	1,200 1,200 日 1,200 1,200	乳幼児用食品 一般食品	1, 000 1, 000
・介入レベルを句 と設定し、一般 は、50%が基準 汚染されている	投食品で 準値相当	・介入レベルを で年間 1mSv 全食品の 10% 相当汚染され 仮定	と設定し、 %が規制値	・預託実効線 採用し、食 30%が汚染さ と仮定	事摂取量の	・介入レベルを年 と設定し、全負 10%が汚染地域 仮定	き品の

※上記における基準値は、受ける線量を一定レベル以下にするためのものであり、必ずしも安全と危険の境目となるものではない。

2014.6.23 「風評対策強化指針」 https://goo.gl/dhdkaV

## 米国の放射能基準

飲料水	食品
EPA:環境保護庁	FDA:食品医薬品局
Safe Drinking Water Act 飲料水安全法	Compliance Policy Guide (FDAの考え方)
Cs134+137 4.2Bq/L	Cs134+137 1200Bq/kg
上限 0.04mSv(飲料水のみ)	上限 5mSv(食品全体)
汚染率想定 100%	汚染率想定 30%

(参考) 食品中の放射性セシウム濃度の基準値(ベクレル/kg)

日本 食品衛生法の 基準値 EU Regulation (Euratom) No 3954/87		アメリカ CPG Sec. 560.750 Radionuclides in Imported Foods - Levels of Concern		コーデックス CODEX/STAN 1939-1995			
飲料水 牛 乳 乳児用食品 一般食品	10 50 50 100	飲料水 乳製品 乳幼児用食 一般食品	1,000 1,000 品 400 1,250	飲料水 牛 乳 乳幼児用食 一般食品	1,200 1,200 品 1,200 1,200	乳幼児用食品 一般食品	1, 000 1, 000
<ul><li>・介入レベルを年 と設定し、一般 は、50%が基準 汚染されている</li></ul>	投食品で 準値相当	・介入レベルを で年間 1mSv 全食品の 10% 相当汚染され 仮定	と設定し、 %が規制値	・預託実効線 採用し、食 30%が汚染さ と仮定	事摂取量の	・介入レベルを年 と設定し、全負 10%が汚染地域 仮定	き品の

※上記における基準値は、受ける線量を一定レベル以下にするためのものであり、必ずしも安全と危険の境目となるものではない。

2014.6.23 「風評対策強化指針」 https://goo.gl/dhdkaV

### EU

COUNCIL DIRECTIVE 2013/51/EURATOM

COUNCIL REGULATION (EURATOM) No 3954/87

理事会指令2013/51 欧州原子力共同体 委員会規則(欧州共同体) No 3954/87

飲料水の基準値

緊急時の食品の基準値

上限 0.1mSv

上限 1mSv

汚染率想定 100%

汚染率想定 10%

Cs134+137 8.7Bq/L

飲み物 1000Bq/kgの準用可

COUNCIL REGULATION (Euratom) 2016/52で 飲料水に「適用してはならない」と明記

## 飲料水と食品の決定的な違い

・食品は、事故後も汚染されていない物の 供給が可能

汚染率10%~50%と想定

上限 1~5mSv

・水は、汚染されていない物の供給が困難 放射能汚染が高くても、飲まなければ死ぬ 代替が効かない

汚染率100%を想定 上限0.04~0.1mSv

## 8.9交渉では

飲料水の	飲料水の放射能基準値(放射性セシウム Bq/L)				
	会	厚労省			
WHO	10	10			
米国	4.2	当初「CPG=1200」 →「CPGに飲料水は入ってない」 →4.2に修正			
EU	8.7	「ユーラトム2013年に記載」			
コーデックス	なし	なし			

### 比較表の訂正

食品衛生法では飲料水も食品と している。2011年とはフェーズが 厚労省 違ってきている。正確な記載を対 応していきたい。 厚労省で正確なものができれば、 消費者庁 次回改訂、差し込みなど検討。 (政野:事故時のものを混ぜてし まった間違いに気づかれたという 復興庁 ことですよね)→「そうです」

## 政野さんの質問に「9月回答」

1. 飲料水の放射性セシウム基準値について (厚生労働省)

本日の要請をもとに協議を行い、早急に対応する とのことでしたので、今後の段取りにつき、ご様子を お盆明けにお知らせください。

### (回答)

(1)米国の CPG Sec.560.750 Radionuclides in Imported Foods-Levels of Concernと、EU の COUNCIL REGULATION(Euratom)2016/52 に定める値には、別添1のとおり、飲料水を含んでいます。

### 別添1

〇米国(CPG Sec.560.750 Radionuclides in Imported Foods-Levels of Concern)において、以下の抜粋した文章に示されています。

### 1. P1. III. DISCUSSION

In this CPG, FDA has adopted DILs that were recommended in the 1998 FDA document as guidance levels for radionuclide activity concentration in food offered for import. FDA also has adopted these same guidance levels for radionuclide activity concentration for domestic food in interstate commerce.

### 2. 1998 年の FDA 文書

【ACCIDENTAL RADIOACTIVE CONTAMINATION OF HUMAN FOOD AND ANIMAL FEEDS:RECOMMENDATIONS FOR STATE AND LOCAL AGENCIES】※中には、以下のとおり、飲料水を含む、全ての飲食物が含まれていることが示されています。 P 11(16 行目から)

The DILs were based on the entire diet<sup>10</sup> for each age group, not for individual foods or food groups.(以下省略)

<sup>10</sup> The "entire diet" includes tap water used for drinking.

21

## **CPG Sec. 560.750 Radionuclides in Imported Foods - Levels of Concern**

This guidance document represents the Food and Drug Administration's (FDA's) current thinking on this topic. It does not create or confer any rights for or on any person and does not operate to bind FDA or the public.

- This guidance document represents the Food and Drug Administration's (FDA's) current thinking on this topic.
   It does not create or confer any rights for or on any person and does not operate to bind FDA or the public.
- このガイダンス文書はこのトピックに関するFDAの現在 の考え方を代表するものである。いかなる権利をも生 み出したり誰かに与えたりするものではなく、FDAや公 衆を束縛するように作用するものでもない。

## 「9月回答」厚労省 2

EU の COUNCIL REGULATION(Euratom)2016/52 に定める値には、別添1のとおり、飲料水を含んでいます。

別添1

OEU(COUNCIL REGULATION(EURATOM) 2016/52)において、 liquid food に飲料水が含まれる理由について、以下の抜粋した文章に示されています。

P2(6) 放射能緊急事態の場合には、加盟国は飲料水を管理するために飲み物の規制値を自由に参照できる。

However, in the case of a radiological emergency, Member States are free to choose to refer to the maximum levels for liquid food set out in this Regulation in order to manage the use of water intended for human consumption.

## 「9月回答」厚労省 2 (続)

P 7 ANNEX1 MAXIMUM PERMITTED LEVELS OF RADIOACTIVE CONTAMINATION OF FOOD

(5) Liquid food is defined as products falling within heading 2009 and Chapter 22 of the Combined Nomenclature. Values are calculated taking into account consumption of tap-water and the same values could be applied to drinking water supplies at the discretion of competent authorities in Member States. 飲み物の基準値は水道水の消費を考慮して計算さ れており、加盟国は所管官庁の裁量で同じ値を飲 料水の供給に適用できるかも知れない。 24

## 厚労省が引用したのは例外規定

- 厚労省が引用した文章の直前に以下の文章
- ・飲料水の放射性物質については、すでに委員会 指令2013/51(欧州原子力共同体)に規定されてい る。この2016年の規則は核事故や放射能緊急事 態の際の食品と飼料に関するもので、飲料水に適 用してはならない。
- ・しかし、放射能緊急事態の場合には、EU加盟国は、 飲料水について、飲料水を管理するためにliquid food(飲み物)の基準値を自由に参照することがで きる。

事故で飲料水のセシウムが8.7Bq/Lを超えた時、 飲まずに死ぬのを防ぐ例外規定

## 「9月回答」厚労省 3

(2) 平成 23 年7月 12 日開催の薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会放射性物質対策部会の審議の際、参考資料として配布した「海外における食品中の放射性物質に関する指標」は別添2のとおりです。

当該資料は、国際的な食品基準の考え方に基づき原子力災害が発生した国から輸入される食品や自国内で生産された食品の流通等の規制に用いられる指標を記載したものであり、数値を超過する場合は、流通の禁止が行われると承知しています。

(3)「放射線被ばくを学習する会」より指摘のあった、 米国(Radionuclides in Drinking Water: A Small Entity Compliance Guide), EU (COUNCIL DIRECTIVE 2013/51/EURATOM)に基づく放射性セシウムの値に ついては、現時点での調査結果によれば、各国内 で使用されている飲料水に適用されている値であり、 放射性セシウムが当該値を超過した際には、飲料 水の放射性物質に措置を講ずる必要があるような 健康リスクがあるかどうかを評価し、必要に応じて、 放射線防護の観点から、人の健康を保護するため に求められる水準を満たすレベルの水質に改善す る措置等を講じるものと承知しています。そのため、 別添2の流通等を禁止する値とは、性質の異なるも のと承知しています。

### 平成23年7日(2日 葉事·食品貨了五審議会 (能輸主分科企权新性物質对策部会) (参考資料5)

## 別添2

### 海外における食品中の放射性物質に関する指標

核種	コーデックス CODEX/STAN 193-1995	EU Regulation (Euratom) No 3954/87	米国 Compliance Policy Guide Sec. 560.750	日本 食品衛生法の 暫定規制値
ストロンチウム (%\$)	乳幼児用食品 100 一般食品 100	乳幼児用食品 75 乳製品 125 一般食品 750 飲料水 125	全ての食品 160	ストロンチウムの 寄与を含めた指標 をセシウムで示す
放射性ヨウ素 (131)	(ストロンチウム、放 射性ヨウ素等の和とし て)	乳幼児用食品 150 乳製品 500 一般食品 2,000 飲料水 500	全ての食品 170	飲料水 300 特.引點 300 野菜類 2,000 (根菜、芋類を除く。) 魚介類 2,000
放射性セシウム (134Cs, 137Cs)	乳幼児用食品 1,000 一般食品 1,000	乳幼児用食品 400 乳製品 1,000 一般食品 1,250 飲料水 1,000	全ての食品 1,200	飲料水 200 特 景観 200 野菜類 500 穀類 500 肉 身 心 心 500
プルトニウム、 アメリシウム等 <sup>(239</sup> Pu, <sup>241</sup> Am)	乳幼児用食品 1 一般食品 10	乳幼児用食品 1 乳製品 20 一般食品 80 飲料水 20	全ての食品 2	乳幼児用食品 1 飲料水 1 锅、乳黝 1 野菜類 10 穀類 10 肉、卵、魚、その後 10

単:Bq/kg

※コーデックスについては、介入レベル1mSv を採用し、全食品のうち 10%までが汚染エリア と仮定。

EUについては、追加の被ばく線量が年間 1 mSv を超えないよう設定され、人が生涯に食べる食品の 10%が規制値相当汚染されていると仮定。

米国については、預託実効線量 5mSv を採用し、食事摂取量の30%が汚染されていると仮定。

### 海外における食品中の放射性物質に関する指標

核種	コーデックス CODEX/STAN 193-1995	EU Regulation (Euratom) No 3954/87	米国 Compliance Policy Guide Sec. 560.750	日本 食品衛生法の 暫定規制値
ストロンチウム (やS)	乳幼児用食品 100 一般食品 100	乳幼児用食品 75 乳製品 125 一般食品 750 飲料水 125	全ての食品 160	ストロンチウムの 寄与を含めた指標 をセシウムで示す
放射性ヨウ素 (1311)	(ストロンチウム、放 射性ヨウ素等の和とし て)	乳幼児用食品 150 乳製品 500 一般食品 2,000 飲料水 500	全ての食品 170	飲料水 300 特・親闘 300 野菜類 2,000 (根葉、芋類を除く。) 魚介類 2,000
放射性セシウム (134Cs, 137Cs)	乳幼児用食品 1,000 一般食品 1,000	乳幼児用食品 400 乳製品 1,000 一般食品 1,250 飲料水 1,000	全ての食品 1,200	飲料水 200 精·鼎點 200 野菜類 500 穀類 500 肉·爾·魚·初途 500

### (2)と(3)をつなげると

- 別添2に記載されている指標を超過する食品は流 通の禁止が行われる。
- ・米国やEUの飲料水基準値は「流通等を禁止する値とは性質が異なる」

日本の現行の飲料水基準値も、流通等を禁止する値ではないので、EU、米国と比較できるのではないでしょうか。

## 飲料水と食品 基準値の意味の違い

・食品は多様性がある きのこの汚染がひどくても、他に食べ物がある 基準値を超える物は出荷停止にする

 水は放射能汚染が高くても、飲まなければ死ぬ 代替が効かない
 基準値を超えても摂取禁止にはしない
 (日本の暫定規制値では「飲用を控えるよう」広報)

## 消費者庁の回答

### 2 「食品と放射能Q&A」について(消費者庁)

(1)本日の要請をもとに協議を行い、早急に対応するとのことでしたので、今後の段取りにつき、ご様子をお盆明けにお知らせ下さい。

### (回答)

「食品と放射能Q&A」(第12版)P19の参考に載せている表については、関係省庁で基準値等の確認作業を行ったところです。この結果を踏まえ、より一層、読み手にとって、正確かつ分かりやすい表現方法を検討いたします。

(2)「食品と放射能Q&A」第12版の平成32年度末をまたずの 訂正(差し込み)やプレスリリースなどのお知らせにつき、見通 しをお盆明けにお知らせ下さい。

### (回答)

上述の回答のとおり、関係省庁で基準値等の確認作業を行ったところです。現時点で見通しをお示しすることは難しいですが、読み手にとって、正確かつ分かりやすい表現方法の検討を進め、対応したいと考えております。なお、「食品と放射能Q&A」は改訂の度にプレスリリースをしているものではありませんので、今後の検討により、新たな情報提供が必要となった場合には、改訂版(第13版)発行までの間、現行(第12版)の配布に際しては、差し込みという形でのお知らせを考えております。

### 食品と放射能Q&Aの補足のお知らせ

https://goo.gl/7RMGKr 9月7日?

■海外における食品中の放射性物質に関する指標等(Bq/kg)

	日本		コーデックス		ΕU		米国	
	飲料水	10			飲料水	1, 000		
核種:放射性	牛乳	50			乳製品	1, 000	ムナの会日	1, 200
セシウム*1、2	乳児用食品	50	乳児用食品	1, 000	乳児用食品	400	全ての食品	1, 200
	一般食品	100	一般食品	1, 000	一般食品	1, 250		
追加線量の	1 mSv		1 mSv		1 mSv		5 mSv	
上限設定值※2								
放射性物質を								
含む食品の	50%		10%		10%		30%	
割合の仮定値**2								

※1:本表に示した数値は、この値を超えた場合は食品が市場に流通しないように設定されている指標等の値です。数値は、食品から受ける線量を一定レベル以下に管理するためのものであり、安全と危険の境目ではありません。また、各国で食品の摂取量や放射性物質を含む食品の割合の仮定値等の影響を考慮してありますので、単に数値だけを比べることはできません。

※2:コーデックス、EUと日本は、食品からの追加線量の上限は同じ1mSv(ミリシーベルト)/年です。日本では放射性物質を含む食品の割合の仮定値を高く設定していること、年齢・性別毎の食品摂取量を考慮していること(20ページ参照)、放射性セシウム以外の核種の影響も考慮して放射性セシウムを代表として基準値を設定していること(22ページ参照)から、基準値の数値が海外と比べて小さくなっています。

## 復興庁の回答

- 3. 「放射線のホント」について(復興庁)
- (1)「放射線のホント」の改定に向けた専門家の方々と協議をいつ 行うか今後の段取りにつき、ご様子をお盆明けにお知らせください。 (回答)

「放射線のホント」P24の表については、表中の数値に誤りがないことが確認されたことから、表中の数値の見直しはいたしません。

なお、「放射線のホント」については、より分かりやすい内容とすべく、広くご意見を伺いつつ、不断の検討を行って参りたいと考えております。

頂いたご意見については、今後必要に応じ、「放射線のホント」 の作成に当たってご意見を伺った先生方にも報告いたします。

## 復興庁の回答(2)

(2)今回のご認識について「原子力災害による風評被害を含む影響への対策タスクフォース」への情報共有の見通しなどについて、お盆明けにお知らせください。

### (回答)

タスクフォースへの情報共有は現時点では行う予 定はありません。

復興庁は「表中の値に間違いがない」としているが、 厚労省、消費者庁は「間違いがない」とは言っていない。

# 「放射線リスクに関する基礎的情報」の誤りを認め、修正・改訂

### お知らせ

https://goo.gl/B6evDj

平成 30 年 9 月

「放射線リスクに関する基礎的情報」(平成30年5月発行、第8版)の22ページに掲載している表(食品中の放射性セシウム濃度の基準値)に誤りがありましたので、お知らせいたします。当該表中のコーデックス委員会の飲料水と牛乳の欄において、本来空欄とすべきところ、誤って数値を記載していたものです。

お詫び申し上げますとともに、第8版をご使用になる場合には、22ページを 別紙に差し替えていただきますようお願いいたします。

なお、現在ホームページに掲載している平成30年9月発行第9版の22ページは修正済です(別紙と同じ記載です)。また、第9版では、表に情報を追加するなどの改訂を併せて行っています。

37

- 2012年4月1日から、より一層の安全・安心を確保するため、事故後の緊急的な対応としてではなく、長期的な観点から、食品の摂取により受ける追加の預託実効線量の上限を年間1ミリシーベルトとし、これに基づいて、食品中の放射性セシウムの基準値を設定しています。 この基準は世界で最も厳しいレベルとなっています。
- <u>検査の結果、基準値を超える食品には廃棄・回収等の措置をとるほか、地域的な広がりが認められる場合には出荷制限等を行い、それらが市場に出回ることのないよう取り組んでいます。</u>

### く食品中の放射性物質に関する基準等 [単位:ベクレル/kg] >

	<b>日本</b> 食品衛生法の 基準値	コーデックス※2 CODEX/STN 193-1995	EU Council Regulation(Eur atom)2016/52	米国 CPG Sec.560.750 Radionuclides in Imported Foods -Levels of Concern	
核種:放射性 セシウム <sup>1</sup> ・ <sup>2</sup>	飲料水 10 牛乳 50 乳児用食品 50 一般食品 100	乳児用食品 1,000 一般食品 1,000	飲料水 1,000 牛乳 1,000 乳児用食品 400 一般食品 1,250	全ての食品 1,200	
追加線量の 上限設定値 <sup>2</sup>	1mSv	1mSv	1mSv	5mSv	
放射性物質を 含む食品の 割合の仮定値 <sup>2</sup>	50%	10%	10%	30%	

- 1:本表に示した数値は、この値を超えた場合は食品が市場に流通しないように設定されている基準等の値です 数値は、良品から受ける線量を一定レヘル以下に管理するためのものであり、女主と危険の項目ではありま せん。また、各国で食品の摂取量や放射性物質を含む食品の割合の仮定値等の影響を考慮してありますの で、単に数値だけを比べることはできません。
- 2:コーデックス、EUと日本は、食品からの追加線量の上限は同じ1mSv(ミリシーベルト)/年です。日本では放射性物質を含む食品の割合の仮定値を高く設定していること、年齢・性別毎の食品摂取量を考慮していること、放射性セシウム以外の核種の影響も考慮して放射性セシウムを代表として基準値を設定していることから、基準値の数値が海外と比べて小さくなっています。

## 今後について

- 18日を目途に、今回の回答について、三省庁への再 質問など、文書にまとめ、阿部知子事務所を通じて提 出、再回答を求める。
- ・誤った飲料水放射能基準値を「世界で最も厳しいレベルの基準」と称するのは、「放射能安全神話」の象徴。 いかにして、この問題への関心を高めるか?